

## ○自動体外式除細動器(AED)貸出要領

平成27年10月13日

### (目的)

第1条 この要領は、佐賀県内で開催される多くの住民が集まるイベント等において、参加者が突然の心停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、佐賀県救急医療協議会（以下「協議会」という。）に設置する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を各種イベント等の主催者に貸し出すことにより、救命率の向上を図ることを目的とする。

### (貸出機器)

第2条 この事業により貸し出すAEDは、協議会に配備している貸出用AEDとする。

### (貸出対象)

第3条 AEDの貸出しを行うイベント（以下「対象イベント」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県内で開催される各種イベントのうち、次条の要件を満たすもの
- (2) その他特に必要であると認めたイベント

### (貸出要件)

第4条 AEDの貸出しの要件は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、AHA(American Heart Association)、消防本部、日本赤十字社その他の講習機関が実施する心肺蘇生講習の修了者が、対象イベントの期間を通じてその会場に配置されること。
- (2) 対象イベントの参加者が、おおむね10人以上であること。
- (3) 原則として、対象のイベント開催場所でAEDが不足していること。

### (貸出期間)

第5条 AEDの貸出期間は7日間を限度とし、イベント終了後は速やかに協議会に返還するものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合には、貸出台数の追加及び期間の延長を行うことができる。

### (貸出料)

第6条 AEDの貸出料は、無料とする。

### (借用申込手続き)

第7条 AEDの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から1週間前までに、自動体外式除細動器(AED)借用申請書（第1号様式）により、協議会会長あてに申請を行うこととする。

(AED の管理)

第 8 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED を常に良好な状態で管理しなければならない。また、貸出期間中における当該 AED の運搬及び維持管理に要する経費は借受者が負担するものとする。

(AED の返却)

第 9 条 AED の貸出しを受けた者は、返却期日までに、AED を返却する。この場合において、当該 AED を実際に使用した場合には、自動体外式除細動器(AED)使用報告書(第 3 号様式)に必要事項を記載し、提出するものとする。

(事故報告)

第 10 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED を故障、破損又は紛失させた場合には、直ちに協議会に報告しなければならない。

(賠償)

第 11 条 AED の貸出しを受けた者は、当該 AED をその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、協議会の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 5 条の規定にかかわらず、貸出しを受けた者に対し、当該 AED の返還を求めることができる。

- (1) 貸出しを受けた者が、当該 AED を使用しなくなったとき。
- (2) 貸出しを受けた者が、本要領に違反したとき。
- (3) その他協議会会長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。